平成２９年（フ）第９６２８号
千葉県市川市福栄２丁目11―20―712　（ニックハイム行徳第１）
破産者　山口亜希子
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７３４号
東京都足立区綾瀬１丁目31―１―707
破産者　安岡　広子
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７３５号
東京都足立区竹の塚１丁目40番15号庄栄ビル５階
破産者　株式会社コトブキヤ
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７３９号
東京都新宿区愛住町13番地
破産者　有限会社制作室ドゥ
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７４０号
東京都品川区旗の台６丁目20―16
破産者　青木　喜夫
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７１号
神奈川県秦野市南が丘３丁目４－１－２－404
破産者　関山　篤藏
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２７号
東京都江戸川区宇喜田町1488―201
破産者　阿部　隆子（旧姓平山）
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２２号
東京都北区神谷３丁目13―７―305
破産者　東　　長大
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２５号
東京都練馬区関町北３丁目51―12―303
破産者　今泉　　誠
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３１号
東京都渋谷区代々木３丁目53―４―２Ｂ
破産者　鈴木由美子
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４４３号
東京都江戸川区西葛西６丁目10―５―712
破産者　安田　　誠
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４５７号
東京都板橋区大谷口北町46―９　ウェルハイム１　301
破産者　仲山　道明
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４６２号
東京都江戸川区清新町２丁目３－８　ヴェルヴィル西葛西コンフォール８
破産者　小田　啓美
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４９０号
東京都練馬区大泉学園町７丁目４―36
破産者　諏訪　周太
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５０５号
東京都新宿区西落合２丁目４－１－208
破産者　谷　　博司
1　決定年月日　平成30年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１７３号
神奈川県海老名市下今泉１丁目17―51―２
破産者　鈴木　佳典
1　決定年月日　平成30年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２１８号
東京都世田谷区若林３丁目15―23―110
破産者　松岡　俊輔
1　決定年月日　平成30年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６６４号
東京都江戸川区篠崎町１丁目38―17
破産者　岩田有美子
1　決定年月日　平成30年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０３７号
東京都品川区東品川２丁目３番12号　シーフォートスクエア・センタービルディング18Ｆ
破産者　マーシャルネットシステムズ株式会社
1　決定年月日　平成30年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０４７号
東京都江東区南砂４丁目18―10―402、開始決定時の住所東京都江東区南砂２丁目３－１－1436
破産者　鈴木　裕子（旧姓林）
1　決定年月日　平成30年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９２４号
東京都北区豊島１丁目29―１―710
破産者　坂田　幸則
1　決定年月日　平成30年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９４７号
東京都小平市花小金井１―22―11　リラ花小金井ＷＥＳＴ205、住民票上の住所東京都新宿区早稲田鶴巻町544―10―202
破産者　生田　美和
1　決定年月日　平成30年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部